支給認定証の有効期間について

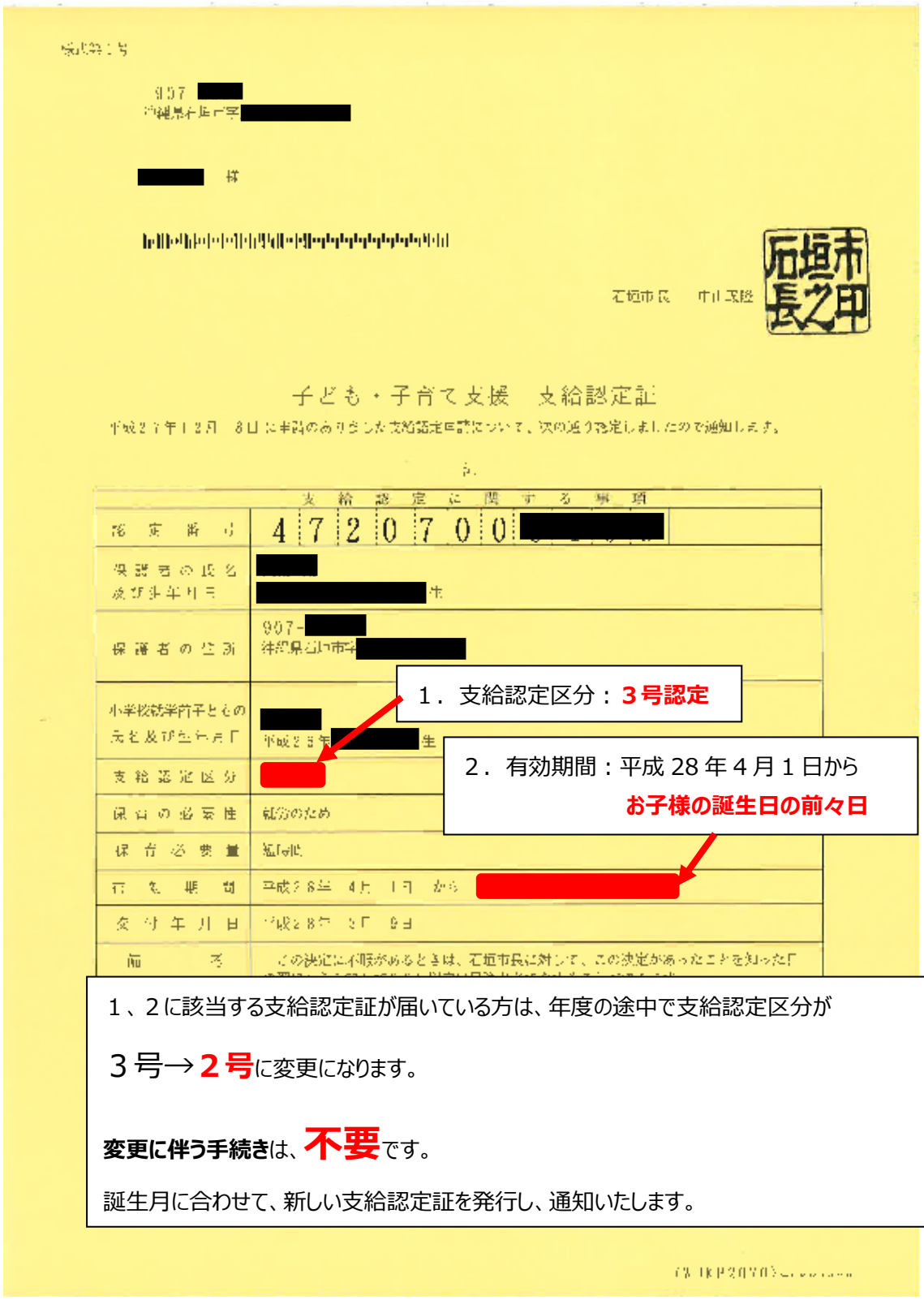

子ども・子育て支援　支給認定証

支給認定に関する事項

認定番号	4 7 2 0 7 0 0 [redacted]
保護者の氏名 及び生年月日	[redacted] [redacted]生
保護者の住所	907-[redacted] 沖縄県石垣市[redacted]
小学校就学前子どもの 氏名及び生年月日	[redacted] 平成２３年[redacted]生
支給認定区分	[redacted]
保育の必要性	就労のため
保育必要量	短時間
有効期間	平成２８年　４月　１日　から[redacted]
変更年月日	平成２８年　３月　９日
備考	この決定に不服があるときは、石垣市長に対して、この決定があったことを知った[redacted]

1．支給認定区分：**３号認定**

2．有効期間：平成 28 年 4 月 1 日から
お子様の誕生日の前々日

1、2 に該当する支給認定証が届いている方は、年度の途中で支給認定区分が

3 号→**2 号**に変更になります。

変更に伴う手続きは、**不要**です。

誕生月に合わせて、新しい支給認定証を発行し、通知いたします。